


所管部課	会計課	部長	田代雄己	
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則			
	部 課 機 関			
<p>1 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市組織規則の一部改正等に伴い、東大和市会計事務規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第27条に規定する、領収書の発行を省略することができる場合について、寄附金を追加し明文化する。 ② 子育て支援課の担当事務について、緊急一時保育に係る費用の収納、平成22・23年度における子ども手当の返還金の収納に関する項を削除する。 ③ 保育課の担当事務について、市が実施する居宅訪問型保育事業に係る利用者負担額等の収納、緊急一時保育に係る費用の収納を追加する。 ④ その他、第104条及び別表の文言整理等を行う。 <p>(3) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 市の組織及び事務分掌に即して、当該規則の整合性を保つことができる。</p>				
<p>2 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課にて事前審査済み</p>				
<p>3 留意事項 (問題点等)</p>				
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。